

公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者
更新研修承認基準

1. 更新研修の意義・目的

公益財団法人日本スポーツ協会（以下「JSP0」という。）では、公認スポーツ指導者とは以下のような人物であることを求めています。

スポーツの価値やスポーツの未来への責任を自覚し、プレーヤーズセントラード*の考え方のもとに暴力やハラスメントなどあらゆる反倫理的行為を排除し、常に自らも学び続けながらプレーヤーの成長を支援することを通して、豊かなスポーツ文化の創造やスポーツの社会的価値を高めることに貢献できる者である。

*プレーヤーを取り巻くアントラージュ自身も、それぞれの Well-being(良好・幸福な状態)を目指しながら、プレーヤーをサポートしていくという考え方。

そのため、公認スポーツ指導者資格の更新にあたっては、4年間の資格有効期間のうち資格有効期限の6か月前までに所定の更新研修を受けることが義務付けられています。

この更新研修は、公認スポーツ指導者がスポーツに関する最新情報等を学んでもらうことはもちろん、自身の指導活動を振り返ることや参加者間の情報交換等を行うことによって、スポーツ指導者としての実践力を高めるとともに、指導者間のネットワークづくりに寄与することを目的に開催しています。

2. 承認基準

更新研修として実施するためには、以下の基準を満たしている必要があります。

なお、資格・競技によって以下の基準とは別の要件を定める場合は、JSP0あるいは当該資格・競技を協同認定する JSP0 加盟団体等の定めによるものとします。

1) 実施団体

- (1) JSP0
- (2) 公認スポーツ指導者資格協同認定団体（JSP0 加盟団体等）
- (3) スポーツ指導者育成事業を実施する団体等
- (4) JSP0 が認めた団体等

2) 内容

スポーツ指導者に共通して求められる資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）や、当該資格・競技に応じて求められる専門的な資質能力の維持・向上に資するものであること。

※ JSP0 が別に定める「公認スポーツ指導者育成の3つの方針（3ポリシー）」や「公認スポーツ指導者が目指すグッドコーチ像」等において示された内容と相容れない内容は不可とする。

3) プログラム

講演、シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップ、実技、指導実習などであること。

※ 研修の成果を高めるため、研修内容や目的に応じて参加者同士の意見・情報交換（例：グループワーク）や質疑応答を設ける、適正人数の講師等を配置するといった対応を講じること。

※ 研修の成果を確認するため、確認テストや事後のレポート課題を設けるといった対応を講じることが望ましい。

なお、研修時間中ではなく、研修終了後の任意のタイミングで実施・作成・提出等をする場合、当該時間は研修時間には含めない。

4) 時間

合計 3 時間以上であること。

※ 複数回で構成された研修事業の場合で 1 回あたりの時間数が 3 時間未満であっても、複数回の合計時間が 3 時間以上であれば可とする。ただし、その場合は、参加者の出欠管理等を実施団体にて行うとともに、合計時間数が 3 時間以上になった時点で、要件を満たした事として扱うこととする。

※ 20 分以上（3 時間以上の研修時）の遅刻及び途中退出が確認された者は、更新研修の実績としては不可とする。

5) 形態

主に以下の中から、研修内容や目的に応じて適切な形態を選定すること。なお、いずれの形態においても、原則として本人確認及び参加確認を行うこと。

(1) 集合形態

(2) オンライン形態

① ライブ形式

A) ミーティング形式

※参加者は、原則として研修中はカメラをオンにすること。

B) ウェビナー形式

※本人確認や視聴確認のため、研修中や研修終了後の小テストの実施やレポート課題等の提出を義務付けること。

② オンデマンド形式

A) 動画視聴形式

※本人確認や視聴確認が可能な仕組みを利用したものであること。

※本人確認や視聴確認のため、動画ごとの小テストの実施やレポート課題等の提出を義務付けること。

(3) 複合形態

① 同時配信

集合形態もしくはオンライン形態（ライブ形式）を参加者が選択できる方法で実施

※実施形態ごとに所定の要件を満たすこと。

② 組合せ

形態が異なる方法を組み合わせて実施

【例：オンライン形態（ライブ形式・オンデマンド形式）で実施後、集合形態で実施】

※実施形態ごとに所定の要件を満たすこと。

6) 講師

研修内容や目的に応じて適切な講師を選定すること。

※ 当該競技や資格の専門的な内容に関する研修の講師は、当該競技・資格の公認スポーツ指導者資格を保有していることが望ましい。

※ スポーツ指導者に共通して求められる資質能力（思考・判断、態度・行動、知識・技能）に関する内容は JSP0 が養成した「コーチデベロッパー（コーチ育成者）」を講師として活用することが望ましい。

※ メディカル・コンディショニングの4資格（スポーツドクター、スポーツデンティスト、アスレティックトレーナー、スポーツ栄養士）に関わる内容の講師は、原則として当該資格を保有する者とする（学会・学術集会は除く）。

7) 運営体制等

参加者の募集、事業の実施、参加者の出欠管理といった運営を適正に行うことができる体制を整えることが可能であること。

3. 承認手続き

公益財団法人日本スポーツ協会が承認し、承認手続きについては別途定めることとします。

附則

この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、令和 5 年 10 月 12 日に改定し、令和 6 年 4 月 1 日以降に開催される研修事業から適用する。